

自然科学研究機構分子科学研究所教授会議規則

平成16年4月1日
分研規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第7条第2項の規定に基づき、自然科学研究機構分子科学研究所に置かれる分子科学研究所教授会議（以下「教授会議」という。）の組織運営に関し、必要な事項を定めるものである。

(組織)

第2条 教授会議は、次の各号に掲げる構成員をもって組織する。

- 一 研究所長
- 二 教授（客員を含む。）
- 三 准教授（客員を含む。）
- 四 研究所長が、教授会議の議を経て、認めた者
(議長)

第3条 教授会議は、研究所長が招集し、その議長となる。

2 研究所長に事故あるときは、研究総主幹が前項の職務を代行する。

(招集)

第4条 教授会議の定例会は、毎月1回招集する。

2 研究所長は、必要があると認めるときは、臨時に教授会議を招集することができる。

(定足数)

第5条 教授会議は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 国外出張者、休職者及び長期の休暇を承認された者は、前項の定足数の基礎となる数に算入しない。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を教授会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第7条 教授会議の庶務は、岡崎統合事務センター総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。